

○ 室蘭市民美術館条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

収蔵美術作品に限りがある中で、工夫しながら展示を実施しているが、平成 20 年 10 月の開館から 14 年が経過し、新たな美術作品の確保も難しく展示に新鮮味がないとの指摘もある。

一方で、オープンギャラリーの使用者からは、展示スペースが小さくイベント規模によっては全ての作品の展示が難しく、作品を限定して展示しなければならない状況があることから、常設ギャラリーと合わせた使用を希望する声が出ている。

また、来館者は、コロナの影響も考えられるが、平成 29 年度の 13,073 人から 5 年間で令和 3 年度は 5,279 人と大きく減少しており、より多くの市民に親しんでもらうことができる活用制度を設ける必要があると考えられる。

そこで、市民美術館の設置目的である美術作品等の収集、展示等による文化芸術の振興をしっかりと実施しつつ、オープンギャラリーの使用に合わせて常設ギャラリーの使用を許可する制度を新たに設けて、市民が芸術文化に触れる機会の一層の創出を図るもの。

2. 条例改正の概要

オープンギャラリーの使用に係る展示会等の規模により特に必要と認めたときは、オープンギャラリーの使用に合わせて常設ギャラリーを使用させることができる。とする規定を新設する。

3. 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

4. 備考

使用料は、オープンギャラリーと同額（使用する床面積 1 m²につき 1 日 21 円（11 月から 4 月までの間に使用する場合にあっては、32 円）とする。

常設ギャラリーの使用日数については、教育委員会規則（室蘭市民美術館条例施行規則）において上限を設定する予定。

（原則として年間開館日の 3 分の 1 の日数とする。）